

2016年7月8日

No.266

又市征治 国政だより

又市征治事務所

発行責任者 東 篤

富山市下新町 8-16

TEL 076-441-0800

HP: www.s-mataichi.com

5月12日の総務委員会は、「行政機関等の保有する個人情報の適正かつ効果的な活用による新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律案」の審議のために、東京大学大学院法学政治学研究科教授・宇賀克也さん、一般財団法人医療情報システム開発センター理事長・山本隆一さん及び日本弁護士連合会情報問題対策委員会委員・清水勉さんの3人から意見を聴取し、質疑を行いました。

民間企業と行政機関等が収集する個人情報の性格の違いについて

最初に**又市征治議員**は、民間事業者が本人の了解を得て収集する個人情報と、本人の同意なしに収集し、行政機関等が所有する個人情報は性質が異なるのではないかと、宇賀参考人と清水参考人に意見を聞きました。宇賀参考人は**又市議員**の意見に賛同し、保護と利用のバランスを考える際に考慮すべきであると述べました。そして、そういう点も考えてこの法案は作成されているとの見解を示しました。清水参考人は、分野によって異なると述べ、どのような内容の情報かによって区別する必要があると答弁しました。



個人情報が生んだ新たな価値を生んだ場合の配分について

次に**又市議員**は、本人の了解なしに収集された情報が民間企業によって新たな価値を生み出した場合の処理について山本参考人に見解を求めました。山本参考人は、この問題は個人情報保護法制だけでは解決できるものではないし、今回の法案でもそれに対する対策はとられていないと述べました。医療情報の場合は、国民の財産として保管し利用ルールを定めれば、後は価値を作り出した人に属するという方法が考えられるということでした。また具体的な事例としては、アメダスのデータがあげられました。データは解放され、その利用は天気予報会社に任せ会社はそれで利益を上げているが、それについて異論を唱える人はいない、そういうシステムがないとうまくいかないと述べました。

個人情報保護委員会の役割について

最後に**又市議員**は、EU加盟諸国から個人情報を受け入れやすい環境を作るためには、個人情報保護のために違反行為の中止命令の発令や違反を是正する措置がとれる第三者的組織が必要だが、本法案では規定されていない点について宇賀参考人、清水参考人に見解を求めました。宇賀参考人は、法案で規定されている組織も行政機関なので中止命令等が規定されていないが、基本的には民間事業者に対してと同等なものにしようという基本的考えがあると述べました。清水参考人は、法案で設けられた組織が行政組織とちゃんと情報交換をして情報管理の平準化が行われるようにすることが必要であり、それができれば強制的措置を講じる必要はないとの見解を示しました。